

令和6年度

釧路市各会計予算書

令和6年度釧路市各会計予算書

目 次

1	一	般	会	計	7										
2	特	別	会	計												
	(1)	国	民	健	康	保	險	21							
	(2)	国	民	健	康	保	險	阿	寒	診	療	所	事	業	25
	(3)	国	民	健	康	保	險	音	別	診	療	所	事	業	29
	(4)	後	期	高	齡	者	医	療	35						
	(5)	介	護	保	險	39									
	(6)	魚	揚	場	事	業	45								
	(7)	駐	車	場	事	業	51								
	(8)	動	物	園	事	業	55								
3	企	業	会	計												
	(1)	病	院	事	業	63									
	(2)	水	道	事	業	69									
	(3)	工	業	用	水	道	事	業	75						
	(4)	下	水	道	事	業	79								
	(5)	公	設	地	方	卸	売	市	場	事	業	83			
	(6)	港	湾	整	備	事	業	87							

総 括 表

会 計 名		当初予算額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
一	般 会 計	102,000,000							
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	15,720,741							
	国民健康保険阿寒診療所事業	501,409							
	国民健康保険音別診療所事業	362,372							
	後 期 高 齢 者 医 療	3,056,654							
	介 護 保 険	保 険 事 業 勘 定	17,775,240						
		介 護 サ ー ビ ス 勘 定	107,329						
	魚 揚 場 事 業	1,254,862							
	駐 車 場 事 業	171,280							
	動 物 園 事 業	625,921							
	企 業 会 計	病 院 事 業	23,567,095						
水 道 事 業		13,031,586							
工 業 用 水 道 事 業		146,660							
下 水 道 事 業		11,294,639							
公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業		781,349							
港 湾 整 備 事 業		1,322,974							
合 計		191,720,111							

一 般 会 計

令和6年度釧路市一般会計予算

令和6年度釧路市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、25,000,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
		20,431,792
	1 市 民 税	8,343,955
	2 固 定 資 産 税	8,421,970
	3 軽 自 動 車 税	465,520
	4 市 た ば こ 税	1,672,031
	5 鉱 産 税	16,678
	6 入 湯 税	148,163
	7 都 市 計 画 税	1,363,475
2 地 方 譲 与 税		782,854
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	146,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	472,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	104,854
	4 特 別 と ん 譲 与 税	36,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	24,000
3 利 子 割 交 付 金		6,000
	1 利 子 割 交 付 金	6,000
4 配 当 割 交 付 金		47,000
	1 配 当 割 交 付 金	47,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		64,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	64,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		341,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	341,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		4,190,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	4,190,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		8,100
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金		84,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	84,000
10 地 方 特 例 交 付 金		787,396
	1 地 方 特 例 交 付 金	766,790
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	20,606
11 地 方 交 付 税		25,400,000
	1 地 方 交 付 税	25,400,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		15,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,000

一般会計

款	項	金額
		千円
13 分担金及び負担金		692,632
	1 分 担 金	17,105
	2 負 担 金	675,527
14 使用料及び手数料		2,490,643
	1 使 用 料	1,891,780
	2 手 数 料	598,863
15 国庫支出金		21,036,367
	1 国 庫 負 担 金	17,738,696
	2 国 庫 補 助 金	3,252,022
	3 国 庫 委 託 金	45,649
16 道 支 出 金		6,158,590
	1 道 負 担 金	4,875,190
	2 道 補 助 金	1,003,092
	3 道 委 託 金	280,308
17 財 産 収 入		317,716
	1 財 産 運 用 収 入	186,289
	2 財 産 売 払 収 入	131,427
18 寄 附 金		2,701,001
	1 寄 附 金	2,701,001
19 繰 入 金		3,805,147
	1 特 別 会 計 繰 入 金	18,584
	2 基 金 繰 入 金	3,786,563
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		3,389,526
	1 延 滞 金 及 び 加 算 金	20,002
	2 預 金 利 子	153
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,549,354
	4 受 託 事 業 収 入	67,484
	5 雑 収 入	752,533
22 市 債		9,251,235
	1 市 債	9,251,235
歳 入 合 計		102,000,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円
		329,642
1 議会費	1 議会費	329,642
		7,405,409
2 総務費	1 総務管理費	7,219,557
	2 徴税費	97,562
	3 選挙費	78,060
	4 監査委員費	10,230
		34,055,455
3 民生費	1 社会福祉費	7,943,326
	2 老人福祉費	622,258
	3 児童福祉費	10,255,470
	4 生活保護費	12,004,727
	5 医療助成費	3,229,674
		3,642,103
4 衛生費	1 保健衛生費	1,206,612
	2 清掃費	2,435,491
5 労働費		162,356
	1 労働費	162,356
6 農林水産業費		1,293,572
	1 農業費	718,524
	2 林業費	454,864
	3 水産業費	120,184
7 商工費		3,419,344
	1 商工費	3,419,344
8 土木費		6,387,388
	1 土木管理費	240,895
	2 道路橋梁費	2,922,722
	3 河川費	373,028
	4 都市計画費	93,615
	5 公園費	611,617
	6 住宅費	2,145,511

款	項	金額
9 港 灣 費		千円 1,597,166
	1 港 灣 費	1,597,166
10 消 防 費		1,000,265
	1 消 防 費	1,000,265
11 教 育 費		9,051,727
	1 總 務 費	5,490,050
	2 小 学 校 費	862,215
	3 中 学 校 費	542,365
	4 高 等 学 校 費	80,795
	5 幼 稚 園 費	39,382
	6 社 会 教 育 費	1,341,646
	7 保 健 体 育 費	695,274
12 災 害 復 旧 費		15,000
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	4,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,000
13 公 債 費		11,754,171
	1 公 債 費	11,754,171
14 諸 支 出 金		10,828,828
	1 特 別 会 計 繰 出 金	10,828,828
15 職 員 費		10,967,574
	1 職 員 費	10,967,574
16 予 備 費		90,000
	1 予 備 費	90,000
歲 出 合 計		102,000,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
施設警備業務委託費	令和7年度から令和10年度まで	千円 2,551
津波一時避難場所整備事業費	令和7年度	53,555
大楽毛津波避難 複合施設整備事業費	令和7年度から令和8年度まで	1,274,064
自治体情報システム 標準化事業費	令和7年度	20,144
ふるさと納税推進事業費	令和7年度	必要とする当該年度の 予算で措置する額
法人立保育所等整備費補助金	令和7年度	181,232
学校給食センター 調理配膳等業務委託費	令和7年度から令和9年度まで	962,988
市立美術館企画展開催費補助金	令和7年度	11,000

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
防災行政無線更新事業費	27,700			
共用車購入費	5,900			
市有施設 補修・改修事業費	39,700			
津波一時避難場所 整備事業費	29,500			
大楽毛津波避難 複合施設整備事業費	82,800			
旧春採支所解体事業費	18,800			
コミュニティセンター 施設整備費	49,900	普通貸借	5.0%以内	<p>政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。</p> <p>ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。</p>
阿寒湖まりむ館 施設整備費	600	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
アイヌ住宅改良資金 貸付事業費	10,100	証券発行		
児童発達支援センター 施設整備費	12,600			
法人立保育所等 整備費補助金	94,000			
放課後児童クラブ 運営事業費	900			
阿寒湖温泉子供交流館費	1,100			
大楽毛児童センター 施設整備事業費	9,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
夜間急病センター 医療機械器具整備費	1,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及 び地方公共団体金融機構 資金について、利率の見 直しを行った後において は、当該見直し後の利率	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には 起債の翌日から据置 期間を含め30年以 内に元利均等その他 の方法により償還す る。 ただし、財政上の都合 等により繰上償還し、 又は本期間中に未償 還額の範囲内におい て借り換えることが できる。
火葬場施設整備費	55,200			
リサイクルセンター 施設整備費	57,000			
農業用水道管理費	39,600			
農村地域情報通信環境 整備事業費	14,800			
市営牧場整備費	19,300			
農道管理費	29,200			
林道管理費	14,900			
釧路工業技術センター 施設整備費	3,800			
除雪グレーダ購入費	23,200			
除雪ドーザ購入費	19,000			
ロータリ除雪車購入費	41,400			
市道整備事業費	911,600			
河川機能保全対策費	35,800			
低地帯浸水対策事業費	305,600			
公園整備費	71,400			
公営住宅等建設費	969,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
港湾施設整備費	256,000			
国直轄港湾工事負担金	799,900			
消防施設整備費	515,000			
学校施設保安維持費	2,600			
義務教育学校整備事業費	104,300			
新給食センター整備事業費	2,957,600			
小学校施設整備費	26,800			
中学校施設整備費	53,100	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
屋外教育環境整備事業費	8,400	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
阿寒国際ツルセンター施設整備費	59,600	証券発行		
博物館施設整備費	47,100			
阿寒町公民館施設整備費	1,500			
音別町体験学習センター施設整備費	8,300			
水道事業会計出資金	1,016,200			
過疎対策事業債(ソフト分)	239,200			
臨時財政対策債	159,735			
計	9,251,235			

特 別 会 計

国民健康保険特別会計

令和6年度鉏路市国民健康保険特別会計予算

令和6年度鉏路市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,720,741千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

鉏路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険収入		千円
		15,720,741
	1 国民健康保険料	2,349,884
	2 道支出金	11,603,074
	3 財産収入	355
	4 繰入金	1,743,817
	5 諸収入	23,611
歳入合計		15,720,741

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険費		千円
		15,720,741
	1 総務費	251,882
	2 保険給付費	11,202,807
	3 国民健康保険 事業費納付金	3,879,862
	4 保健事業費	145,559
	5 諸支出金	237,631
	6 予備費	3,000
歳出合計		15,720,741

国民健康保険阿寒診療所事業特別会計

令和6年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算

令和6年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ501,409千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、150,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業収入		501,409
	1 診療収入	153,005
	2 使用料及び手数料	1,705
	3 道支出金	6,437
	4 繰入金	337,175
	5 諸収入	3,087
歳入合計		501,409

歳出

款	項	金額
		千円
1 国民健康保険 阿寒診療所事業費		501,409
	1 総務費	402,306
	2 医業費	64,737
	3 公債費	33,866
	4 予備費	500
歳出合計		501,409

国民健康保険音別診療所事業特別会計

令和6年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算

令和6年度釧路市の国民健康保険音別診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ362,372千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、30,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険 音別診療所事業収入		千円
		362,372
	1 診療収入	79,173
	2 使用料及び手数料	680
	3 道支出金	6,493
	4 繰入金	266,237
	5 諸収入	2,789
6 市債	7,000	
歳入合計		362,372

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険 音別診療所事業費		千円
		362,372
	1 総務費	315,770
	2 医業費	40,833
	3 公債費	5,369
4 予備費	400	
歳出合計		362,372

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
施設整備費	7,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	7,000			

後期高齢者医療特別会計

令和6年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度釧路市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,056,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療収入		千円
		3,056,654
	1 後期高齢者医療保険料	2,154,667
	2 繰入金	891,746
	3 繰越金	1
	4 諸収入	10,240
歳入合計		3,056,654

歳出

款	項	金額
1 後期高齢者医療費		千円
		3,056,654
	1 総務費	122,300
	2 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,929,254
	3 諸支出金	5,100
歳出合計		3,056,654

介護保険特別会計

令和6年度釧路市介護保険特別会計予算

令和6年度釧路市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,775,240千円と、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,329千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、500,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

(保険事業勘定)

歳入

款	項	金額
		千円
1 介護保険収入		17,775,240
	1 介護保険料金	3,049,594
	2 国庫支出金	4,487,052
	3 支払基金交付金	4,570,993
	4 道支出金	2,464,137
	5 財産収入	4,261
	6 繰入金	3,197,414
	7 繰越金	1
	8 諸収入	1,788
	歳入合計	17,775,240

歳出

款	項	金額
		千円
1 介護保険費		17,775,240
	1 総務費	482,401
	2 保険給付費	16,354,262
	3 地域支援事業費	905,532
	4 基金積立金	4,261
	5 諸支出金	28,784
	歳出合計	17,775,240

(介護サービス事業勘定)

歳入

款	項	金額
1 介護サービス事業収入		千円
		107,329
	1 サービス収入	51,447
	2 繰入金	47,487
	3 繰越金	1
	4 諸収入	694
5 市債	7,700	
歳入	合計	107,329

歳出

款	項	金額
1 介護サービス事業費		千円
		107,329
	1 総務費	18,701
	2 サービス事業費	87,619
	3 公債費	1,008
4 諸支出金	1	
歳出	合計	107,329

第2表 地 方 債

(介護サービス事業勘定)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 費	千円 7,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	7,700			

魚揚場事業特別会計

令和6年度釧路市魚揚場事業特別会計予算

令和6年度釧路市の魚揚場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,254,862千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 魚揚場事業収入		千円
		1,254,862
	1 使用料及び手数料	61,743
	2 分担金及び負担金	2,637
	3 国庫支出金	730,100
	4 財産収入	1,843
	5 繰入金	54,384
	6 諸収入	9,755
7 市債	394,400	
歳入合計		1,254,862

歳出

款	項	金額
1 魚揚場事業費		千円
		1,254,862
	1 事業費	1,238,241
	2 公債費	16,121
3 予備費	500	
歳出合計		1,254,862

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
施設整備費	7,600	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
第8魚揚場施設整備費	386,800	又は 証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	394,400			

駐車場事業特別会計

令和6年度釧路市駐車場事業特別会計予算

令和6年度釧路市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ171,280千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 駐車場事業収入		千円
		171,280
	1 事業収入	104,084
	2 財産収入	748
	3 繰入金	65,472
4 諸収入	976	
歳入合計		171,280

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		千円
		171,280
	1 事業費	166,280
2 予備費	5,000	
歳出合計		171,280

動物園事業特別会計

令和6年度釧路市動物園事業特別会計予算

令和6年度釧路市の動物園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ625,921千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 動物園事業収入		千円
		625,921
	1 使用料及び手数料	57,988
	2 道 支 出 金	699
	3 財 産 収 入	58
	4 寄 附 金	1
	5 繰 入 金	368,390
	6 繰 越 金	1
	7 諸 収 入	84
8 市 債	198,700	
歳 入 合 計		625,921

歳出

款	項	金額
1 動物園事業費		千円
		625,921
	1 事 業 費	607,110
	2 公 債 費	15,811
3 予 備 費	3,000	
歳 出 合 計		625,921

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
施設整備費	198,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	198,700			

企 業 会 計

病 院 事 業 会 計

令和6年度釧路市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数 599床
 - ア 一般病床 535床
 - イ 精神病床 50床
 - ウ 感染症病床 4床
 - エ 結核病床 10床

(2) 患者数

区 分	年間延患者数 人	一日平均患者数 人
入院患者	175,200	480
外来患者	268,400	1,100
計	443,600	1,580

(3) 主要な建設改良事業

- ア 新棟建設等事業 1,453,210千円
7か年継続事業の2年次目
- イ 医療機械等整備 700,000千円
- ウ 院内保育所増築 57,000千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		20,210,289千円
第1項 医業収益		18,050,037千円
第2項 医業外収益		1,922,077千円
第3項 高等看護学院収益		118,174千円
第4項 特別利益		120,001千円
	支	出
第1款 病院事業費用		20,181,945千円
第1項 医業費用		19,606,574千円
第2項 医業外費用		278,396千円
第3項 高等看護学院費用		118,174千円
第4項 特別損失		178,801千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 167, 538千円は、当年度分資本的収支調整額2, 533千円及び過年度分損益勘定留保資金1, 165, 005千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2, 217, 612千円
第1項 企業債	2, 210, 200千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 寄附金	1千円
第4項 投資	7, 410千円
支 出	
第1款 資本的支出	3, 385, 150千円
第1項 建設改良費	2, 210, 210千円
第2項 企業債償還金	1, 110, 862千円
第3項 投資	63, 768千円
第4項 基金積立金	10千円
第5項 道補助金消費税返還金	300千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
院舎増改築費	1, 453, 200	普通貸借	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
医療機械等整備費	700, 000	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
院内保育所増築費	57, 000	証券発行		
計	2, 210, 200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、

病院事業会計

又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9,067,051千円

(2) 交際費 1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,487,883千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機械	磁気共鳴断層撮影装置	1式
	手術用内視鏡システム	1式
	三次元画像解析支援装置	1式

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

水道事業会計

令和6年度釧路市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総配水量	20,043千m ³
(2) 一日平均配水量	54,912m ³
(3) 給水戸数	89,933戸
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管路布設	1,020m
イ 浄水場整備	6か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	5,493,191千円
第1項 営業収益	4,837,415千円
第2項 営業外収益	655,776千円
支 出	
第1款 水道事業費用	4,754,830千円
第1項 営業費用	4,468,097千円
第2項 営業外費用	286,733千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,986,639千円は、当年度分資本的収支調整額445,511千円、当年度分損益勘定留保資金1,969,762千円、減債積立金351,366千円及び建設改良積立金220,000千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,290,117千円
第1項 企業債	3,144,200千円
第2項 出資金	1,030,000千円
第3項 他会計負担金	32,439千円
第4項 工事負担金	728千円
第5項 国庫補助金	1,082,750千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,276,756千円
第1項 建設改良費	6,682,482千円

第2項 企業債償還金

1, 594, 274千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備事業費	令和7年度	251, 526千円
	令和7年度から 令和8年度まで	1, 107, 271千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道第3回 拡張事業費	千円 2, 537, 900	普通貸借	5. 0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
上水道配水管 整備事業費	374, 600			
上水道浄水場 施設整備事業費	144, 700	又 は		
簡易水道 整備事業費	87, 000	証券発行		
計	3, 144, 200		ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 702, 695千円

(2) 交 際 費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 簡易水道事業運営等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8, 299千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

工業用水道事業会計

令和6年度釧路市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	4か所
(2) 総給水量	3,153千m ³
(3) 一日平均給水量	8,638m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 導水管布設替工事	1式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		69,591千円
第1項 営業収益		65,894千円
第2項 営業外収益		3,697千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		60,815千円
第1項 営業費用		60,278千円
第2項 営業外費用		537千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,145千円は、当年度分資本的収支調整額6,758千円及び過年度分損益勘定留保資金70,387千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		8,700千円
第1項 国庫補助金		8,700千円
支 出		
第1款 資本的支出		85,845千円
第1項 建設改良費		83,034千円
第2項 企業債償還金		2,811千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,521千円

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

下水道事業会計

令和6年度釧路市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総処理水量	28,413千m ³
(2) 主要な建設改良事業	
ア 管渠布設	1,223m
イ 処理場整備	5か所
ウ ポンプ場整備	4か所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	7,443,605千円
第1項 営業収益	5,332,571千円
第2項 営業外収益	2,111,034千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,606,705千円
第1項 営業費用	6,279,996千円
第2項 営業外費用	326,709千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,489,397千円は、当年度分資本的収支調整額123,421千円、当年度分損益勘定留保資金1,805,063千円及び減債積立金560,913千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,198,537千円
第1項 企業債	1,402,800千円
第2項 国庫補助金	771,400千円
第3項 他会計補助金	21,636千円
第4項 分担金及び負担金	2,701千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,687,934千円
第1項 建設改良費	2,343,560千円
第2項 企業債償還金	2,330,299千円
第3項 国庫補助金返還金	14,075千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	大楽毛終末処理場 2系水処理 設備更新	千円 384,000	令和6	千円 230,000
				令和7	154,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業費	千円 1,402,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	1,402,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 458,760千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の建設事業費及び汚水処理費等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、21,636千円及び40,528千円である。

令和6年2月22日提出

釧路市長 蝦名大也

下水道事業会計

公設地方卸売市場事業会計

令和6年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 青果物取扱高		9,504,000千円
イ 花き取扱高		495,000千円
ウ 市場施設	売場	6,404㎡
	貸室	1,881㎡

(2) 主要な建設改良事業

ア 雨水管汚水管等改修	80,003千円
イ 冷蔵倉庫建設	563,310千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 市場事業収益		145,341千円
第1項 営業収益		64,928千円
第2項 営業外収益		80,413千円
支 出		
第1款 市場事業費用		86,376千円
第1項 営業費用		82,160千円
第2項 営業外費用		4,216千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額35,374千円は、過年度分資本的収支調整額21,950千円、当年度分資本的収支調整額12,918千円及び過年度分損益勘定留保資金506千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		659,599千円
第1項 企業債		549,000千円
第2項 補助金		110,599千円
支 出		
第1款 資本的支出		694,973千円
第1項 建設改良費		662,389千円
第2項 企業債償還金		32,584千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
雨水管汚水管等 改修工事費	千円 80,000	普通貸借	5.0% 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から措置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
冷蔵倉庫 建設工事費	469,000	又は 証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
計	549,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,199千円

(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債元金の償還及び営業費用等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,292千円及び16,799千円である。

令和6年2月22日提出

鉏路市長 蝦名大也

港湾整備事業会計

令和6年度釧路市港湾整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度釧路市港湾整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経常業務

ア 上屋	上屋貸付	11棟
	オープンヤード貸付	107,309㎡
イ 船舶給水	年間給水量	26,240㎥
ウ 荷役機械	石炭荷役機械貸付	1基
	ガントリークレーン貸付	1基
エ 土地売却	売却面積 西港区	4,013㎡
オ 土地賃貸	貸付換算面積	207,947㎡

(2) 建設改良業務

ア 上屋改良	西港区第2埠頭	1棟
イ ガントリークレーン改修	西港区第3埠頭	
	レール基礎改修	209m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 施設運営事業収益		495,810千円
第1項 営業収益		460,872千円
第2項 営業外収益		34,938千円
第2款 埋立事業収益		156,026千円
第1項 営業収益		156,026千円
合 計		651,836千円
支 出		
第1款 施設運営事業費用		522,573千円
第1項 営業費用		506,059千円
第2項 営業外費用		16,514千円
第2款 埋立事業費用		58,847千円
第1項 営業費用		57,968千円
第2項 営業外費用		879千円
合 計		581,420千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額

港湾整備事業会計

に対し不足する額356,554千円は、当年度分資本的収支調整額56,800千円及び過年度分損益勘定留保資金299,754千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的 収入	385,000千円
第1項 企 業 債	385,000千円
支 出	
第1款 資本的 支出	741,554千円
第1項 建設改良費	624,791千円
第2項 企業債償還金	116,763千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央埠頭上屋解体費負担金	令和7年度	134,955千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上屋改良費	385,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 <small>ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率</small>	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から措置期間を含め40年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	385,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、385,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 45,769千円

港湾整備事業会計

令和6年2月22日提出

鉏路市長 蝦 名 大 也